

商店街活性化事業

目 次

1	実施計画事業評価調書	1
2	補助金の事業概要及び令和元年度の実績	
	(1) 商店街コミュニティ活動事業補助金	2
	(2) 商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金	4
	(3) 商店街照明施設維持管理事業補助金	5
	(4) 空き店舗活用事業補助金	5
	(5) 商店改修事業補助金	6
	(6) 商店街美化促進事業補助金	7
3	川口市商店街連合会 商店経営者セミナー実施一覧（過去3年度分） ...	8
4	他市における商店街活性化に係る補助事業について	9
5	参考資料	
	(1) 川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱	11
	(2) 川口市照明施設維持管理事業補助金交付要綱	17
	(3) 川口市空き店舗活用事業補助金交付要綱	19
	(4) 川口市商店改修事業補助金交付要綱	26

1 実施計画事業評価調書

実施計画事業評価調書

評価対象年度	元年度
--------	-----

事業コード	33100101	事業名称	商店街活性化事業	事業区分	通常事業
担当	経済部	産業振興課	問い合わせ先	259-9018	新規・継続
					継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	昭和	60	年度	～	年度
第5次川口市総合計画	Ⅲ 産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち” — 3 活気ある商業の振興 — ① にぎわいある商業活動の振興				
根拠法令等	川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱、川口市照明施設維持管理事業補助金交付要綱、川口市空き店舗活用事業補助金交付要綱、川口市商店改修事業補助金交付要綱				

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	補助金・負担金
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)	
	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区連合商店会、商工会議所、商工会、市内に住民登録のある個人、市内に法人登記のある法人	同左及び市内商店街の利用者	
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をやるのか)	
	川口市の商業環境は、消費者の生活様式の変化、消費者ニーズの多様化により大変厳しい状況となっている。こうした中、消費者ニーズを的確に捉えた人が集う商業環境づくりが緊急の課題になっているため、地域の特性を活かし人が集える魅力的な商店街活動を支援し、活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等が実施するソフト事業・ハード事業への補助 ・空き店舗を活用し事業を始める際の改修費への補助 ・商店街等が所有する街路灯等の電気料への補助 ・商店街が実施する美化促進に係る費用への補助 等 	
元年度の実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績	
	①商店街コミュニティ活動事業補助金②商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金③商店街照明施設維持管理事業補助金④商店街空き店舗活用事業補助金⑤商店改修事業補助金⑥商店街美化促進事業補助金⑦商店街経営者セミナーの実施	項目	実績
		単位	
事業の成果【定性的評価】	各種イベントの開催や美化活動をすることで、地域住民との交流が図られた。更に街路灯のLED化により、買い物環境の向上及び防犯抑止効果が高まった。		

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	商店街コミュニティ活動事業補助金交付件数			指標・目標値の説明(算定式)	商店街が実施したイベントや販促事業を過去の実績、商店街へのアンケート結果等から考慮し、決定。
	単位	件	指標の種類	結果		
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	実績値・達成状況	55	達成	50	達成	49
指標②	名称	商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金交付件数			指標・目標値の説明(算定式)	年間補助事業件数を過去の実績、商店街へのアンケート結果等から考慮し、決定。
	単位	件	指標の種類	結果		
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	実績値・達成状況	3	達成	2	未達成	2

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	07款	01項	02目	004細目	04細々目	商店街活性化事業			
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
予算額(A)	76,793	53,699	55,912	67,164	67,164					
決算額(B)=(C)+(D)	47,225	43,926	44,212							
財源※	特定財源(C)	4,087	3,156	3,299	6,416					
	一般財源(D)	43,138	40,770	40,913	60,748					
概算人件費(E)	8,970	9,085	9,085	9,085	9,085					
従事職員人数(人)	常勤	再任用	1.15	0.00	1.15	0.00	1.15	0.00	1.15	0.00
総事業費[(A)又は(B)]+(E)	56,195	53,011	53,297	76,249	76,249					

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待以上	15 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	11 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	検討した			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	検討した			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性
54 /60	川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会・川口市商店街連合会との連携を図りながら、事業者や消費者のニーズ及び商店街を取り巻く環境の変化を踏まえ、より効果的な支援方法も含め、検討して参りたい。	2年度 効率化して実施 3年度 現状維持で実施 4年度 現状維持で実施

2 補助金の事業概要及び令和元年度の実績

(1) 商店街コミュニティ活動事業補助金

1 補助金の概要

事業内容	商店街が主催するお祭り、販売促進、講習会などのイベント事業の実施や、商店街の装飾、地域マップ等の作成における経費の一部を補助するもの。
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区連合商店会、商工会議所、商工会
補助率	補助対象経費の30%以内(ただし、平成11年度以降、県の補助金を受けていた事業、川口市地域貢献事業者として認定を受けた団体の事業については50%以内)
補助対象経費	イベント等で直接使用するものが対象となる。 (例)消耗品、会場設営委託、講演料、チラシやポスターの印刷、会場使用料や事業に必要な各種機材の購入等

2 過去3年間の実績

年度	申請件数	交付件数	交付金額
H29	55件	55件	18,033,000円
H30	50件	50件	17,405,000円
R1	49件	49件	20,019,000円

3 令和元年度における実績一覧

No.	交付対象	交付金額	主な交付対象事業
1	川口商工会議所	4,000,000円	川口花火大会
2		623,000円	川口まちなかゼミナール
3	鳩ヶ谷商工会	683,000円	南鳩ヶ谷まつり
4		2,634,000円	商工まつり
5	鳩ヶ谷商店会連合会	331,000円	カエルスタンプ事業
6		1,301,000円	日光御成道 鳩ヶ谷宿夏の陣 等
7	協同組合ふじの市	1,282,000円	七夕まつり
8		141,000円	歳末福引
9		103,000円	地酒街めぐりin川口
10	本栄商店街振興組合	733,000円	芝川鯉のぼり祭り
11		775,000円	イルミネーション
12	川口銀座商店街振興組合	763,000円	自然ふれあい祭り
13		391,000円	安行の紅葉まつり
14		337,000円	イルミネーション
15	西川口並木商店会	805,000円	ふれあい祭りin並木
16		426,000円	音の駅&健康フェス&まちゼミin並木
17		90,000円	イルミネーション
18	川口市桜町商店会	910,000円	ホッとステーション桜町
19	川口本町共栄会	637,000円	キューポ・ラまつり
20	前川中央商店会	159,000円	前川まつり
21		378,000円	前川メンチで商店街ブランド力強化事業
22	川口市芝地区商店会連合会	55,000円	街路灯フラッグ制作・取付事業
23		312,000円	芝の商業祭り 等
24	西地区連合商店会	358,000円	ハロウィン
25	西川口共栄会	250,000円	街路灯と樹木のイルミネーション装飾
26		53,000円	街路灯へのフラッグ装飾事業
27	鳩ヶ谷本町商店街振興組合	296,000円	ふれあいマーケット

No.	交付対象	交付金額	主な交付対象事業
28	北園連合商店会	20,000円	桜まつり(1)
29		142,000円	桜まつり(2)
30		46,000円	ハロウィン
31		26,000円	フラッグ取付事業
32	合格通り商店街	146,000円	イルミネーション
33	東本郷商店街	138,000円	川口桜まつり
34		19,000円	フラッグ取付事業
35	カメラリア商店会	130,000円	カメラリアクリスマスイベント
36	芝銀座通り商店会	115,000円	イルミネーション
37	仁志銀座通り会	100,000円	イルミネーション
38		12,000円	フラッグ取付事業
39	川口青五商店会	36,000円	青五ありがとうゼミナール
40		25,000円	フラッグ取付事業
41	蕨駅東口大通り商店会	47,000円	子ども110番
42	川口駅西口地区商店会連合会	39,000円	桜まつり
43	川口市商店街連合会	39,000円	ホームページ更新事業
44	坂下町商店会	16,000円	夏まつり(夏の陣で実施)
45		21,000円	イルミネーション
46	東公団通り商店会	29,000円	桜並木イルミネーション
47	セントラルアヴェニュー商店会	21,000円	街路灯装飾
48	西川口駅前大通り会	15,000円	フラッグ装飾
49	西川口南通り会	11,000円	街路灯へのフラッグ装飾事業
	合計	20,019,000円	

(2) 商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金

1 補助金の概要

事業内容	商店街が街路灯、モニュメント、ベンチ、カラー舗装等の施設を設置または改修時における経費の一部を補助するもの。
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区連合商店会、商工会議所、商工会
補助率	<p>1 川口市 (1)補助率 (新設)補助対象経費の1/3以内 (改修)補助対象経費の1/2以内 (2)限度額(市分) (新設) 3,000万円 (改修) 500万円 ※1,000円未満切捨て ※鋳物を使用した場合、補助対象経費の10%を上乗せする</p> <p>2 埼玉県【商店街等施設整備事業補助金】 (1)補助率 (新設及び改修)補助対象経費の1/3以内 (2)限度額 (新設) 上限 1,000万円 下限 50万円 (改修) 上限 250万円 下限 25万円 ※LED街路灯の整備は、1基あたり上限11万5千円</p>
補助対象経費	<p>1 CI(コミュニティ・アイデンティティ)・イメージアップ関連施設 街路灯、モニュメント、カラー舗装 等</p> <p>2 安全・安心関連施設 防犯カメラ(改修のみ)、AED 等</p> <p>3 ユニバーサル・デザイン関連施設 段差解消施設、休憩ベンチ、授乳おむつ替え施設 等</p> <p>4 環境対応施設 リサイクル施設、ソーラー付きモニュメント 等</p> <p>5 コミュニティ施設 コミュニティホール、ポケットパーク 等</p> <p>6 利便性向上施設 駐車場、駐輪場、公衆トイレ 等</p> <p>7 情報化施設 バーチャル商店街、ポイントカード 等</p> <p>※上記1から6の施設は、各施設を基点とした100mに商店が5店舗以上あることが必要である。</p>

2 過去3年間の実績

年度	申請件数	交付件数	交付金額
H29	3件	3件	9,279,000円(市6,779,000円)
H30	2件	2件	7,182,000円(市4,682,000円)
R1	2件	2件	6,712,000円(市4,532,000円)

3 令和元年度における実績一覧

No.	交付対象	交付金額	主な交付対象事業
1	東本郷商店街	5,526,000円	街路灯改修LED(60基)
2	三ツ和商店街	1,186,000円	街路灯改修LED(28基)
	合計	6,712,000円	

(3) 商店街照明施設維持管理事業補助金

1 補助金の概要

事業内容	商店街が所有する、街路灯、モニュメント等における照明施設の電気料の一部を補助するもの。
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街（街路灯、モニュメントを所有し維持管理している団体）
補助率	補助対象経費の60%
補助対象経費	照明施設の電気料 （ただし、延滞金は補助対象外）

2 過去3年間の実績

年度	申請件数	交付件数	交付金額
H29	49件	49件	10,153,700円
H30	48件	48件	9,917,500円
R1	42件	42件	9,104,900円

3 令和元年度における実績一覧

No.	交付対象	交付金額	交付対象事業の概要
1	セントラルアヴェニュー商店街 （ほか41商店街）	9,104,900円	電気料の補助
	合計	9,104,900円	

(4) 空き店舗活用事業補助金

1 補助金の概要

事業内容	対象とする商店街区域内の空き店舗を改修して新しく事業を行う場合、改修工事費の一部を補助するもの。 対象地域の商店街及び川口商工会議所（又は鳩ヶ谷商工会）に加入し、商店街を活性化するための活動に協力することが条件に含まれる。
対象者	市内に住民登録又は登記している個人、法人、任意商店街
補助率	対象経費の2分の1以内 上限200万円（千円未満切捨て）
補助対象経費	対象とする商店街区域内の空き店舗の改修・付帯建設工事に要する費用（市内に本社がある事業者）に工事を請負わせること）

2 過去3年間の実績

年度	申請件数	交付件数	交付金額
H29	1件	1件	2,000,000円
H30	2件	2件	4,000,000円
R1	1件	1件	2,000,000円

3 令和元年度における実績一覧

No.	交付対象	交付金額	交付対象事業の概要
1	まごこ炉（飲食店）	2,000,000円	空き店舗を改修し、飲食店を開業
	合計	2,000,000円	

(5) 商店改修事業補助金

1 補助金の概要

事業内容	市内で店舗を営む者で、市内に住民登録のある個人又は、法人市民税の届出のある法人が店舗の集客力や買物環境を向上させるために店舗を改修する場合、改修工事費の一部を補助するもの。
対象者	市内に住民登録のある個人又は、法人市民税の届出のある法人
対象業種	小売・飲食・生活関連サービス業等
対象店舗	店舗の床面積の合計が、200平方メートル未満で常時看板を掲出しており、不特定多数の来客がある店舗(事務所や工場は対象外)
補助率	対象経費(税抜き)の20%以内(千円未満切捨て)
補助上限額	1店舗あたり20万円 (注意)ただし、同じ商店街エリア内で、商店街代表者の推薦を受けた会員店舗が2店舗以上同時に申請した場合は、1店舗あたりの上限額が40万円となる。

2 過去3年間の実績

年度	申請件数	交付件数	交付金額
H29	23件	23件	3,173,000円
H30	8件	8件	1,312,000円
R1	13件	13件	2,237,000円

3 令和元年度における実績一覧

No.	交付対象	交付金額	対象工事等
1	おさしみ酒場 まるたけ(飲食店)	400,000円	店内壁紙新装、厨房拡張等
2	中華料理 王府景(飲食店)	213,000円	内壁・天井の張替え、トイレ床修理等
3	理容室 鈴木(理容室)	200,000円	外装塗装、防水加工
4	食事処 串武(飲食店)	200,000円	クロス張替え、トイレ改修
5	アド写真工房(写真店)	200,000円	外壁工事、防水工事
6	オートショップアオヤマ(小売店)	200,000円	外壁塗装、看板撤去・取付等
7	フェニックス(小売店)	200,000円	塗装工事、シーリング工事等
8	ヘアーサロン戸田(理容室)	200,000円	外壁サイディング工事、防水及び塗装工事
9	知味飯店(飲食店)	144,000円	テント張替え、鉄骨階段及び廊下塗装等
10	楓(飲食店)	83,000円	外装工事
11	Frip(生活関連サービス業)	80,000円	電気工事
12	ヘアサロン 光洋(理容室)	72,000円	外部階段床改修
13	ヘアサロン リベアヌプラス(美容室)	45,000円	テント張替え、塗装
	合計	2,237,000円	

(6) 商店街美化促進事業補助金

1 補助金の概要

事業内容	みどりあふれる商店街にするため、商店街区内に植栽等を行う経費の一部を補助するもの。
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街
補助率	補助対象経費の2/3以内【限度額】100万円 ※100円未満切捨て
補助対象経費	植栽の植え替えに必要な物品、委託費及び維持管理に必要な用具等 植栽の植え替え等に必要な賃金(商店街会員以外)

2 過去3年間の実績

年度	申請件数	交付件数	交付金額
H29	22件	22件	3,755,500円
H30	22件	22件	3,931,700円
R1	21件	21件	3,914,600円

3 令和元年度における実績一覧

No.	交付対象	交付金額	交付対象事業の概要
1	川口銀座商店街振興組合 (ほか20商店街)	3,914,600円	植栽に必要な物品、賃金等の補助
	合計	3,914,600円	

3 川口市商店街連合会 商店経営者セミナー実施一覧（過去3年度分）

3 川口市商店街連合会 商店経営者セミナー実施一覧（過去3年度分）

年 度	日 時	場 所	講 演	講 師	参加人数	講 師 料 【市が支出】
平成29年度	平成29年 10月23日（月）	箱根湯本温泉 ホテル河鹿荘	「商店街の明日を拓く」～ 商店街は地域に支持さ れなければ生き残れない ～	大阪市立大学 名誉教授 石原 武政	52名	60,000円
	平成30年 3月26日（月）	川口商工会議所 7階 会議室	「お買い物は私の街で川 口で」～ビジョンからプラ ンへ～	(株)商業タウンマ ネジメント 東 朋治	35名	100,000円
平成30年度	平成30年 10月10日（水）	銀座アスター 川口 賓館	「まちのオーナーシップ」 ～まちづくり会社の果た す役割～	七日町商店街 振興組合 事務局長 下田 孝志	55名	60,000円
	平成30年 10月18日（木）	川口栄町3丁目銀 座地区市街地再開 発組合事務所	「次世代商店街に求めら れる価値創造」	松本 大地	69名	100,000円
令和元年度	令和元年 10月16日（水）	下町人情 キラキラ橋商店街 協同組合 キラキラ会館 (墨田区)	①「やればできる イベント ト企画」～キラキラ橋商 店街現状イベントについ て～ ②「PayPayについて」	キラキラ橋商店 街協同組合 事務局長 大和 和道	44名	80,000円

4 他市における商店街活性化に係る補助事業について

4 他市における商店街活性化に係る補助事業について

商店街街に対するソフト事業補助金（主にイベント活動）の事業概要及び実績

市町村名	さいたま市		川崎市		越谷市	
	商店街活性化推進事業	商店街活性化推進事業	商店街活性化推進補助金（共同販売促進事業）	商店街活性化推進補助金（販売促進事業）	予算額(千円)	実績件数
事業内容	商店街のにぎわい等を創出するため商店街が実施するイベント等のソフト事業における経費の一部を補助	商店街の活性化及び個店の販売を促進するため、計画的に実施するイベント等の事業	商店街等が行う売出し、イベント、サービス券発行等の各種販売促進事業	商店街の活性化及び個店の販売を促進するため、計画的に実施するイベント等の事業		
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区連合商店会、商工会議所、商工会	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、2つ以上の商店街が連携した組織	商店街等が行う売出し、イベント、サービス券発行等の各種販売促進事業	商店街振興組合、事業協同組合、越谷商工会議所、一定の地域において集団形態をとり、共同事業を行う団体		
補助率	補助対象経費の30%以内（ただし、平成11年度以降、県の補助金を受けていた事業、川口市地域貢献事業者として認定を受けた団体の事業については50%以内）	○商店街補助対象経費の1/4以内 上限額は100万円 ○2つ以上の商店街が連携した組織 補助対象経費の1/3以内 上限額は100万円×連携商店会数 ○5つ以上の商店街が連携した組織 補助対象経費の1/2以内 上限額は100万円×連携商店会数	1/3以内で、市長が定める金額。ただし、45万円（連合商店街等が実施する事業にあつては、45万円に当該連合商店街等を構成する商店街等の数を乗じて得た金額）を限度とする。	1/2以内（3年目以降は1/3以内） ※上限額は100万円		
その他備考	イベント等で直接使用するものが対象となる。 （例）消耗品、会場設営委託、講演料、チラシやポスターの印刷、会場使用料や事業に必要な各種機材の購入等	①特色性創出事業 街路灯装飾事業、緑化事業など ②販売促進事業 年末年始の大売出し、セール事業など ③地域活動連携事業 夏祭り、盆踊り大会など		共同売出し、イベント、共同宣言、共同装飾等の実施、サービス券、スタンプ、商品券等の発行、情報発信その他市長が認める事業であること。		
実績	予算額(千円)	交付額(千円)	実績件数	交付額(千円)	実績件数	交付額(千円)
	令和元年	24,175千	49件	20,019千	49件	20,019千
	平成30年	20,920千	50件	17,405千	50件	17,405千
	平成29年	22,620千	55件	18,033千	55件	18,033千
	令和元年	12,080千	77件	14,576千	77件	14,576千
	平成30年	12,443千	81件	16,847千	81件	16,847千
	平成29年	12,337千	76件	16,101千	76件	16,101千
	令和元年	3,094千	16件	3,094千	16件	3,094千
	平成30年	3,019千	17件	3,019千	17件	3,019千
	平成29年	3,516千	18件	3,516千	18件	3,516千
	令和元年	2,232千	16件	2,232千	16件	2,232千
	平成30年	2,193千	17件	2,193千	17件	2,193千
	平成29年	2,232千	18件	2,232千	18件	2,232千
	令和元年	7,475千	15件	7,475千	15件	7,475千
	平成30年	7,445千	15件	7,445千	15件	7,445千
	平成29年	8,813千	14件	8,813千	14件	8,813千

4 他市における商店街活性化に係る補助事業について

商店街に対するハード事業補助金（主に施設整備）の事業概要及び実績※

市町村名	川口市	さいたま市	川越市	越谷市																																																
補助金名称	商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金	商店街環境整備事業補助金	商店街振興促進補助金（共同施設の新設・改修等事業）	商店街活性化推進事業補助金（環境整備事業）																																																
事業内容	商店街が街路灯、モニユメント、ベンチ、カラー舗装等の施設を設置または改修時における経費の一部を補助するもの。	商店街のにぎわいの創出や顧客の利便性向上のための施設を整備する事業（新設・建て直し工事又は改修工事）の一部を補助するもの。	LED等の照明施設、防犯カメラ等の防犯施設、カラー舗装等による路面整備、放送施設、壁面後退等により設置する開放施設等の新設・増設・移設又は改修	街路灯、アーチ、モニユメント、カラー舗装、ベンチ、放送施設、治安維持施設、その他市長が必要と認める施設の設置又は改修、修繕																																																
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区連合商店会、商工会議所、商工会	商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、2つ以上の商店会が連携した組織	商店街振興組合、事業協同組合、及び概ね10店舗以上の構成員を有し、規約等の定めがある団体（連合商店街等）を含む。）	商店街振興組合、事業協同組合、越谷商工会議所、一定の地域において集団形態をとり、共同事業を行う団体																																																
補助率	1 川口市 (1) 補助率 (新設) 補助対象経費の1/3以内 (改修) 補助対象経費の1/2以内 (2) 限度額(市分) (新設) 3,000万円 (改修) 500万円 ※1,000円未満切捨て ※鑄物を使用した場合、補助対象経費の10%を上乗せする	1 施設を建設又は取得するために要する費用。 1/2以内 2,000万円 注1 2 既存街路灯ランブ(LEDランブを除く)からLEDランブへの交換及びそれに伴う灯具の改修並びに既存街路灯にソーラーパネルを設置するために要する費用。 1/2以内 1,000万円 注2 3 1/3以内 1,000万円 注3	1 事業費の1/3以内で、市長が定める金額。ただし、2,000万円を限度とする。 2 照明施設の新設又は増設については、1基あたりの価格の1/3以内で市長が認める額(10万円を限度とする)。ただし、LED街路灯については、1基当たり15万円を限度とする。 3 照明施設の移設又は改修については、1基当たりの移設又は改修に必要な費用の1/3以内で市長が認める額(10万円を限度とする。)を補助単価とし、移設又は改修に係る基数を乗じた額とする。	1 越谷市 (1) 補助率 (新設・改修・修繕) 補助対象経費の1/3以内 (2) 限度額 (新設) 2,000万円 (改修) 300万円 (修繕) 10万円 ※1,000円未満切捨て																																																
その他備考	・軽減された光熱費等の経費を利用して、地域商業活性化イベントを実施することを補助の要件とする。 ・施工業者の選定にあたり、業者選定委員会を設置すること。 ■業者選定委員会の要件は下記の通り 1 人数は、商店街の会員5名以上 2 市職員がオブザーバーとして参加する 3 書記を決め、毎回議事録を作成する	注1・街路灯の建設については、1基あたり1万円を限度とし、30基までとする。 ・LED街路灯の建設については、1基あたり21万円を限度とする。 ・防犯カメラの設置については、1台あたり25万円を限度とする。 注2・LED街路灯照明の付け替えに伴う灯具等の改修については、補助限度額を800万円とし1灯具あたり9万円(灯具に問わず)LEDランブへの交換は補助限度額を500万円とし、1灯具あたり6万円を限度とする。 注3・LED街路灯照明の玉切れに伴うランブ交換に係る補助限度額は200万円とし、街路灯1灯具当たり4万円とする。	1 街路灯の設置間隔は、原則として10m以上を基準とする 2 施設の改修要件は、照明器具等の全体又は支柱の取替え、補強、塗装等とする。 3 施設の修繕要件は、照明器具(電球交換等)又は市の中の一部の欠陥を補うものとする。																																																	
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額(千円)</th> <th>実績件数</th> <th>交付額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>2件</td> <td>4,532千</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>2件</td> <td>4,682千</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>3件</td> <td>6,779千</td> </tr> </tbody> </table>	予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)	令和元年	2件	4,532千	平成30年	2件	4,682千	平成29年	3件	6,779千	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額(千円)</th> <th>実績件数</th> <th>交付額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>15件</td> <td>11,874千</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>16件</td> <td>13,854千</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>10件</td> <td>18,251千</td> </tr> </tbody> </table>	予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)	令和元年	15件	11,874千	平成30年	16件	13,854千	平成29年	10件	18,251千	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額(千円)</th> <th>実績件数</th> <th>交付額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>4件</td> <td>1,869千</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>2件</td> <td>826千</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>1件</td> <td>56千</td> </tr> </tbody> </table>	予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)	令和元年	4件	1,869千	平成30年	2件	826千	平成29年	1件	56千	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額(千円)</th> <th>実績件数</th> <th>交付額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>2件</td> <td>500千</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>1件</td> <td>6,388千</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>2件</td> <td>828千</td> </tr> </tbody> </table>	予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)	令和元年	2件	500千	平成30年	1件	6,388千	平成29年	2件	828千
予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)																																																		
令和元年	2件	4,532千																																																		
平成30年	2件	4,682千																																																		
平成29年	3件	6,779千																																																		
予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)																																																		
令和元年	15件	11,874千																																																		
平成30年	16件	13,854千																																																		
平成29年	10件	18,251千																																																		
予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)																																																		
令和元年	4件	1,869千																																																		
平成30年	2件	826千																																																		
平成29年	1件	56千																																																		
予算額(千円)	実績件数	交付額(千円)																																																		
令和元年	2件	500千																																																		
平成30年	1件	6,388千																																																		
平成29年	2件	828千																																																		

※ 予算額・交付額は県補助を含まない市単独値とする(P4 1補助率の概要を参照)

5 参考資料

(1) 川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱

川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱

改正 平成元年 4 月 1 日実施

令和 2 年 4 月 1 日実施

(通則)

第 1 条 川口市商店街近代化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川口市補助金等交付規則（昭和 5 0 年規則第 2 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める。

(目的)

第 2 条 本市は、商店街の活性化を推進し商業者の経営の安定及び発展並びに地域社会に調和した潤いある街づくりに寄与するため、商店街近代化事業を実施する次条に定める市内の「商業団体」に対し川口市商店街近代化事業補助金を交付するものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「商業団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和 3 7 年法律第 1 4 1 号）に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に規定する事業協同組合
- (3) 一定の地区において商店が集団形態をとり共同して事業等の活動を行う団体
- (4) 前各号に該当する団体が地域ごとに組織された団体
- (5) 商工会議所法（昭和 2 8 年法律第 1 4 3 号）に規定する商工会議所
- (6) 商工会法（昭和 3 5 年法律第 8 9 号）に規定する商工会
- (7) 第 1 号から第 4 号までの団体が市内全域の商業団体で組織する団体

2 この要綱において「商店街近代化事業」とは、商業団体が行う次に掲げるものをいう。

- (1) 近代化整備事業
- (2) 調査・診断事業
- (3) コミュニティ関連施設設置事業
- (4) コミュニティ活動事業
- (5) 法人組織化事業
- (6) 美化促進事業

(商店街近代化事業の補助率等)

第 4 条 市長は、前条第 2 項に規定する事業を行う商業団体に当該事業に要する経費について補助金を交付するものとし、事業内容及び補助率等については、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、当該事業が国及び埼玉県の補助対象事業であるときは、別表第 1 に定める限度額に国及び埼玉県の補助額を加算した額を限度とする。

2 市長は、商業団体が行う事業のうち鋳物等地場製品を活用することにより、都市景観の質的向上及び産業の振興に著しく寄与し、かつ、当該製品を特注することにより一般

市販価格を大幅に上回ると特に認める場合（設置する施設の原材料費の1／3以上が鋳物等地場製品の場合）は、別表第1に定めるコミュニティ関連施設設置事業の補助率に10%の補助率を加算して交付することができる。

（総会の資料の提出）

第5条 商業団体は、総会終了後、当該年度の総会の資料を速やかに提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第5条の申請書に添付する書類は、当該事業に応じて、別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、県の補助対象事業に該当するものについては、県の定める申請関係書類についても併せて添付するものとする。

2 美化促進事業については、5月末日までに美化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し提出するものとする。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、美化促進事業については、美化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに商業団体に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条の報告書に添付する書類は、当該事業に応じて、別表第2に掲げるものとする。

2 美化促進事業については、前期分（4月1日から9月末日までの事業）を10月末日、後期分（10月1日から3月末日までの事業）を3月末日までに半年ごとに美化促進事業補助金実績報告書（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添付し提出するものとする。

（交付の確定及び通知）

第9条 市長は、美化促進事業については、美化促進事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により、速やかに商業団体に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第18条に規定する市長が定める期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) コミュニティ関連施設設置事業補助金の対象になった施設に関しては、補助金の交付を受けた年度を含め6年間とする。

(2) コミュニティ活動事業補助金の交付の対象となった備品に関しては、補助金を受けた年度を含め4年間とする。

2 規則第18条第3号に規定する市長が定めるものは、取得単価が5万円以上の備品とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

2 川口市商工業団体催物補助金交付要綱（昭和50年7月15日決裁）、川口市商店街共同施設設置等補助金交付要綱（昭和55年2月5日決裁）、及び川口市商店街街路灯等電気料補助金交付要綱（昭和58年2月17日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年12月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

近代化事業に対する交付対象事業内容及び補助率

	事業名	事業内容	補助率		補助限度額		
			第3条第1項第1号及び第2号に掲げる団体	左記以外の商業団体	第3条第1項第1号及び第2号に掲げる団体	左記以外の商業団体	
1	近代化整備事業	策定 近代化整備計画策定 (基本計画・実施計画)	30%以内		300万円		
		設置 近代化整備施設 (モール事業等)	30%以内		3,000万円		
2	調査・診断事業	商店街診断・商店経営意識調査 小売商業意識調査・消費動向調査等	30%以内		100万円		
3	コミュニティ関連施設設置事業	事業内容 ①CI・イメージアップ関連施設 街路灯、モニュメント、時計、インターロッキング・カラー舗装、ファサード整備等 ②安全・安心関連施設 防犯カメラ(改修のみ)、放送設備、AED等 ③ユニバーサル・デザイン関連施設 段差解消施設、休憩ベンチ、授乳おむつ替え施設等 ④環境対応施設 リサイクル施設、ソーラー付きモニュメント等 ⑤コミュニティ施設 コミュニティホール、ポケットパーク等 ⑥利便性向上施設 駐車場、駐輪場、公衆トイレ、WiFi機器等 ⑦情報化施設 電子商店街、ICカード機器等 ⑧その他の施設 市長が特に必要と認めた施設 ※⑦情報化施設以外の事業実施区域は、原則、各施設を基準に100mに5店舗以上あること。 補助金の対象となる事業は、原則市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人に請け負わせた事業とする。	1/3以内 (鋳物製品を使用した場合は10%加算する) 但し、街路灯設置事業については、原則として、1基当たりの基準単価が300千円(補助額で100千円)を超えない範囲で補助する。 鋳物製品を使用した場合は、原則として、基準単価が500千円を超えない範囲で補助する。		3,000万円		
		改修	※防犯カメラは改修の場合のみ補助する。	1/2以内		500万円	
		撤去	商店街解散に伴い施設を撤去する場合、商店街の撤去費用不足分について補助を行う。	2/3以内		50万円	
4	コミュニティ活動事業	イベント事業・販売促進事業・研修会講演会等 補助対象経費は以下のとおり 1. 需用費 2. 委託料 3. 賃金及び報償費 4. 印刷製本費 5. 使用料及び賃借料 6. 備品購入費	50%以内 但し、平成11年以降、国、県の補助金を受けていた事業、川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱第6条第3項の認定を受けた商業団体が行う事業、埼玉県黒おび商店街の認定を受けた団体の事業並びにコミュニティ機能の高い事業で、市長が特に認めたものについては、50%以内とし、その他の事業については30%以内として補助する。				
5	法人化組織化事業	事業協同組合・商店街振興組合の設立	50%以内		10万円		
6	美化促進事業	種・球根・草木・低木・肥料等の購入 維持管理に必要な用具及びプランター等の購入 植替え等の委託	2/3以内		100万円		

1から5の事業については、1,000円未満切捨てとする。
6の事業については、100円未満切捨てとする。

申請及び実績報告時の添付書類一覧

事業名	添付書類	申請時										実績報告時													
		定款等	登記簿謄本	会員及び役員名簿	商店街団体の概要	議会議事録(写)	施設の平面図及び配置図	見積書(写)	契約書(写)	工事仕様書	道路占用許可書(写)	道路使用許可書(写)	屋外広告物許可書(写)	工事着工前写真	建築確認通知書 工作物のみ	その他	工事工程及び完了写真	事業報告書	施設設置後の配置図	契約書(写)	請求書(写)	領収書(写)	診断等報告書	その他	
近代化整備事業	基本計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実施計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設置事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調査・診断事業		○		○		○																			
		○		○		○																			
コミュニティ関連施設設置事業	新規	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
	改修	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
コミュニティ活動事業																									
法人組織化事業		○		○		○																			
美化促進事業																									

(2) 川口市照明施設維持管理事業補助金交付要綱

川口市照明施設維持管理事業補助金交付要綱

平成14年4月1日実施

平成18年4月1日実施

改正 平成25年4月1日実施

(通則)

第1条 川口市照明施設維持管理事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定める。

(目的)

第2条 本市は、商店街の活性化を推進し市民の利便性及び安全性並びに地域社会に調和した潤いある街づくりに寄与するため、次条に定める市内の「商業団体」が所有する街路灯等を維持管理する電気料に対し川口市照明施設維持管理事業補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「商業団体」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合

(2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合

(3) 一定の地区において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体

(補助率等)

第4条 補助率は対象経費の60%とし、100円未満切り捨てとする。

(申請の方法)

第5条 商業団体は、照明施設維持管理事業補助金申請書(様式第1号)に月ごとの領収書等を添付し、半年毎に申請するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、商業団体から前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の決定をする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、速やかに商業団体に規則に定める照明施設維持管理事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により商業団体に通知する。

(請求の方法)

第7条 商業団体は、前条の交付決定の通知を受けたときは、照明施設維持管理事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出する。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の請求を受けた後に、速やかに交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(3) 川口市空き店舗活用事業補助金交付要綱

川口市空き店舗活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商店街の空き店舗を解消することにより、商店街の活性化と商業環境の向上を図るため、商店街区域の空き店舗を活用する事業に交付する空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街 小売業、一般飲食店その他サービス業等が近接してその事業を営む区域であつて、当該区域内に商業振興を目的とする組合等組織があるものをいう。（法人格を有さない商店街組織（以下「任意商店街」という。）を含む。）

(2) 空き店舗 市内の商店街区域内に所在し、店舗として貸借できる状況ながら商業活動が3月以上行われていない建物で、地上1階又は2階部分を店舗として使用し、かつ当該建物の入口が道路に面している構造のもの、又は外階段等により当該建物に道路から直接入ることのできる構造のもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の対象となる施設内のテナント型店舗物件であるもの

イ 住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす事業とする。

(1) 商店街の活性化を図るための活動を実施している対象商店街区域内の空き店舗において、これから開始する小売業、飲食業、生活関連サービス業、その他商店街が特に必要と認めた事業であること。

(2) 通常1日のうち7時間以上営業しており、かつ1週間当たり5日以上営業を行うこと。

- (3) 出店する店舗において、3年以上継続して営業が見込まれること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業である事業
 - (2) 社会通念上公序良俗に反する事業
 - (3) 宗教活動や政治活動を主とする事業
 - (4) その他市長が不適切と認める事業

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、補助対象事業を行う個人、法人及び任意商店街であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 個人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 法人にあつては、法人登記が市内にされていること。
 - (3) 補助対象事業のうち許可、認可、登録等が必要な事業にあつては、その許認可等を取得していること。
 - (4) 納期の到来した市税（法人であつて、その代表者が本市において住民基本台帳に記録されている場合にあつては、当該者の市税を含む）を完納していること。
 - (5) 出店にあつて、事前に当該区域の商店街から推薦を得て、かつ、当該商店街及び川口商工会議所又は鳩ヶ谷商工会に加入し、商店街を活性化するための活動に協力すること。ただし、申請者が商店街組織の場合は、川口市商店街連合会の推薦及び加入とする。また、市が主催するメインストリートプログラムの参加者が申請する場合は、商店街からの推薦書を省略することができる。
- 2 次に掲げるものは補助対象事業者としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に係るもの
 - (2) 既に市内商店街において事業を営んでいる者が、当該事業の廃止又は移転により新たに当該店舗以外の店舗で事業を行うもの
 - (3) 空き店舗の所有者若しくは当該所有者の2親等以内の親族又はそれらの者と生計を一にする者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、空き店舗の改修に係る別表1に規定する工事の費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人に工事を請け負わせたものとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条の補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1店舗あたり200万円を限度とする。

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、店舗改修工事に着手する14日前までに空き店舗活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の必要書類のうち事業計画書（様式第2号）については、川口商工会議所もしくは鳩ヶ谷商工会にて事前相談及び確認を受けるものとする。

(申請の制限)

第8条 同一事業者が、1年度に申請できる回数は1回とする。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を調査及び審査し、補助金の交付を決定したときは、空き店舗活用補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、止むを得ない事情により、補助金を受ける期間までに、事業計画の変更又は中止をしようとする場合は、空き店舗活用事業計画変更・中止承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該事業の内容変更等について適当と認めたときは、当該補助事業者に対して空き店舗活用事業計画変更・中止承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、店舗の改修等が完了し事業を開始したときは、事業開始日から30日以内又は事業を開始した日の属する年度の3月20日（閉庁日の場合はその次の開庁日）のいずれか早い日までに、空き店舗活用事業実績報告書（様式第6号）に別表2に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、補助事業者から前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、補助金額を確定し空き店舗活用事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、空き店舗活用事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支、事業の遂行状況及び経理の状況を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第18条に規定する財産処분을制限する期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間とする。

(検査等)

第17条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期し、又は補助事業者

の経営状況を把握するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は調査、検査に立ち会わせ、若しくは職員に關係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 川口市空き店舗活用事業補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表1

	対象工事
1	建築工事
2	内装工事
3	外装工事
4	給排水設備工事
5	電気、ガス工事
6	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)設置工事
7	その他 (店舗建物に固定され建物と一体となって機能する設備工事)

別表2

申請及び実績報告時の添付書類一覧

添付書類	申請時				実績報告時			
	申請時	申請時	申請時	申請時	実績報告時	実績報告時	実績報告時	実績報告時
申請者区分	事業計画書	○	○	○	○	○	○	○
	出店推薦書(※)	○	○	○	○	○	○	○
	店舗の位置図・現況平面図	○	○	○	○	○	○	○
	店舗の現況写真	○	○	○	○	○	○	○
	店舗の賃貸借契約書(写) ※※	○	○	○	○	○	○	○
	見積書(写)	○	○	○	○	○	○	○
	工事仕様書	○	○	○	○	○	○	○
	登記簿謄本	○	○	○	○	○	○	○
	住民票の写し	○	○	○	○	○	○	○
	定款(又は会則)	○	○	○	○	○	○	○
	役員名簿	○	○	○	○	○	○	○
	会員名簿	○	○	○	○	○	○	○
	市税納付状況調査同意書	○	○	○	○	○	○	○
	誓約書	○	○	○	○	○	○	○
	許認可証等(写)	○	○	○	○	○	○	○
	事業決議した総会議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	
その他	○	○	○	○	○	○	○	
工事完了写真	○	○	○	○	○	○	○	
工事契約書(写)	○	○	○	○	○	○	○	
請求書(写)	○	○	○	○	○	○	○	
領収書(写)	○	○	○	○	○	○	○	
商店街等への加入を証明するもの	○	○	○	○	○	○	○	
その他	○	○	○	○	○	○	○	
市長が必要と認める書類	○	○	○	○	○	○	○	
個人	○	○	○	○	○	○	○	
法人(法人商店街を除く)	○	○	○	○	○	○	○	
商店街(法人商店街)	○	○	○	○	○	○	○	
商店街(任意商店街)	○	○	○	○	○	○	○	

(※) 市が主催するメインストリートプログラムの参加者は、出店推薦書の添付を省略することができる。

(※※) 交付申請日以降に賃貸借契約を結ぶ場合は、実績報告時に添付すること。

(4) 川口市商店改修事業補助金交付要綱

川口市商店改修事業補助金交付要綱

平成29年4月1日実施

改正 令和2年7月1日実施

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市内の商業環境の充実を通して魅力ある商店街の形成と活性化を図るため、市内で店舗を有する者がその店舗の集客力や買物環境を向上させるために行う改修事業に対し交付する川口市商店改修事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 改修事業 既存建物の内装又は外装を改修し、再生し、又は一新する工事（増築工事を含む。）をいう。
 - (2) 店舗併用住宅 建物に住宅部分と店舗部分がある住宅をいう。
 - (3) 備品 新型コロナウイルス感染防止対策を目的とする物品をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人又は本市に法人の届出がされている法人であって、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 納期の到来した市税（法人であって、その代表者が本市において住民基本台帳に記録されている場合にあつては、当該者の市税を含む）を完納していること。
 - (2) 改修事業後、必要な許可、認可、登録等がある場合にあつては、その許認可等を取得していること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係するものでないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす店舗について行う改修事業及び備品の購入とする。

- (1) 別表1に掲げる小売業、飲食業、生活関連サービス業等を主として営む店舗であって、常時看板を掲出し、不特定多数の来客があるものであること。
 - (2) 店舗の床面積の合計が、200㎡未満であること。
 - (3) 当該店舗において、5年以上の営業実績があること。
 - (4) 1週間当たり5日以上営業を行っていること。
 - (5) 店舗の売場面積が、1万㎡以上の大規模小売店舗内に存するテナント物件ではないこと。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う店舗でないこと。
 - (7) 社会通念上公序良俗に反する事業を行う店舗でないこと。
 - (8) 宗教活動や政治活動を主とする事業を行う店舗でないこと。
- 2 補助金の対象となる改修事業は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人に請け負わせた改修事業とし、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 改修事業に要する費用が、20万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以上であること。
 - (2) 令和2年4月1日以降に着手する改修事業であること。
 - (3) 国、埼玉県及び本市の他の補助金の交付を受ける事業でないこと。
- 3 補助金の対象となる備品は、前項の改修事業を行う者が購入する備品とし、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 単価が1万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以上であること。
 - (2) 令和2年4月1日以降に購入する物品であること。
 - (3) 個人間において売買されたものでないこと。
 - (4) 国、埼玉県及び本市の他の補助金の対象でないこと。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長が不適切と認める場合は、補助対象としない。

（補助対象経費）

- 第5条 補助対象経費は、改修事業のうち別表2に規定する工事及び備品の購入に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。
- 2 店舗併用住宅であり、店舗の改修事業に伴い住宅部分も併せて工事を行う際は、前項に定める対象工事の範囲内において、その工事費用も併せて補助対象経費とする。

(補助金額)

第6条 改修事業を行う場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における補助金額は、改修事業における前条の補助対象経費の30%以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1店舗あたり30万円を限度とする。ただし、同一商店街区域内の商店街加盟店舗が、商店街代表者の推薦を受け、かつ、2店舗以上同時に申請した場合は、1店舗あたり40万円を限度とする。

- 2 前条の補助対象経費に新型コロナウイルス感染防止対策を目的とした改修事業に要する費用又は備品の購入に要する費用が含まれる場合における補助金額は、同条の補助対象経費の50%以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1店舗あたり50万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修事業に着手する14日前までに商店改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表3に掲げる必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に新型コロナウイルス感染防止対策を目的とした改修事業を行った者又は改修事業を行い、備品を購入した者にあつてはこの限りではない。

- 3 申請者以外の者が本人に代わって申請手続きをする際は、委任状（様式第10号）を提出するものとする。
- 4 改修事業を行う店舗が賃貸物件の場合は、店舗改修工事同意書（様式第11号）を提出するものとする。

(申請の制限)

第8条 同一事業者が、1年度内に申請できる回数は1回とする。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、商店改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 第9条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、経営診断シート（様式第8号）をもとに川口商工会議所又は鳩ヶ谷商工会において経営診断を受けなければならない。

(事業の変更又は中止)

第11条 補助事業者が、止むを得ない事情により、改修事業又は備品購入の計画の変更又は中止をしようとする場合は、商店改修事業計画変更・中止承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該事業の内容変更等について適当と認めたときは、当該補助事業者に対して商店改修事業計画変更・中止承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、店舗の改修等が完了したときは、完了日から30日を経過する日又は改修事業を開始した日の属する年度の3月末日(閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに、商店改修事業補助金実績報告書(様式第5号)に別表3に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、補助事業者から前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、補助金額を確定し商店改修事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、商店改修事業補助金交付請求書(様式第7号)により市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支、事業の遂行状況及び経理の状況を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類

等を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第18条に規定する財産処分を制限する期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間とする。

(調査等)

第18条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め又は当該職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

第1条 この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

(補助金の交付の決定に関する経過措置)

第2条 この要綱の実施の際、現に改正前の川口市商店改修事業補助金交付要綱第9条の補助金の交付の決定を受けている者は、改正後の川口市商店改修事業補助金交付要綱第9条の補助金の交付決定を受けたものとみなす。

別表1

日本標準産業分類に基づく

大分類		中分類		備考
I	卸売業, 小売業	56	各種商品小売業	
		57	織物・衣服・身の回り品小売業	
		58	飲食料品小売業	
		59	機械器具小売業	
		60	その他の小売業	無店舗小売業は対象外
J	金融業, 保険業	67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	
K	不動産業, 物品賃貸業	68	不動産取引業	
		69	不動産賃貸業・管理業	
		70	物品賃貸業	
M	宿泊業, 飲食サービス業	76	飲食店	
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	配達のみを行う店舗は対象外
N	生活関連サービス業, 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
		79	その他の生活関連サービス業	
P	医療, 福祉	83	医療業	療術業のみ対象

別表2

	対象工事
1	建築工事
2	内装工事
3	外装工事
4	給排水設備工事
5	電気、ガス工事
6	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)設置工事
7	その他 (店舗建物に固定され建物と一体となって機能する設備工事)

別表3

申請及び実績報告時の添付書類一覧

申請時	
1	改修工事の見積書の写し、備品の見積書の写し
2	着工前の現場写真
3	店舗位置図
4	口座振替依頼書
5	委任状(本人以外が申請手続等を代行する場合)
6	店舗改修工事同意書、賃貸契約書の写し(賃借している店舗の場合)
7	商店改修事業推薦書(商店街代表者の推薦を受けて申請する場合)
8	許認可証等の写し(改修工事後、新たに行おうとする事業が許認可等を必要とする場合)
9	市税納付状況調査同意書
10	その他(市長が必要と認める書類)
実績報告時	
1	改修工事の契約書または発注書の写し
2	工事費領収書の写し、備品の領収書の写し
3	完了後の現場写真、備品の写真
4	経営診断シート
5	検査済証又はその写し(建築確認申請の必要な工事があった場合)
6	その他(市長が必要と認める書類)

中学校・高等学校運動指導者派遣事業
部活動指導員配置事業

目 次

1	「中学校・高等学校運動指導者派遣事業」及び「部活動指導員配置事業」	
(1)	共通点・相違点	1
(2)	派遣・配置状況	2
2	中学校・高等学校運動指導者派遣事業	
(1)	実施計画事業評価調書	3
(2)	各校への派遣実績	
ア	平成31年度	4
イ	平成30年度	5
ウ	平成29年度	6
(3)	他市の実施状況	7
3	部活動指導員配置事業	
(1)	実施計画事業評価調書	8
(2)	各校への配置実績	
ア	平成31年度	9
イ	平成30年度	10
ウ	平成29年度	11
(3)	配置校からの意見等	12
(4)	他市の状況	14
(5)	参考資料	
ア	部活動指導員活用事業補助金交付要綱	15
イ	部活動指導員活用事業補助金交付要綱実施細目	17
ウ	部活動指導員活用事業補助金交付要綱実施細目留意事項	19

1 「中学校・高等学校運動指導者派遣事業」及び「部活動指導員配置事業」
 (1) 共通点・相違点

「中学校・高等学校運動指導者派遣事業」、「部活動指導員配置事業」の共通点・相違点		
	中学校・高等学校運動指導者派遣事業（スポーツ課）	部活動指導員配置事業（指導課）
事業の目的	川口市立中学校・高等学校運動部活動の充実を図るために、教育に対する理解と専門的な技術指導力を備えた指導者を、地域住民の中から協力者として支援できるようにするもの。	川口市立中学校の部活動の充実・活性化を図るため、教育に対する理解及び地域の専門的技術力を備えた指導者を顧問として配置し、学校の教育力・組織力を効果的に高めるとともに、教員の負担軽減を図るもの。
事業の主体	市	市
事業の対象	川口市立中学校・高等学校に設置されている運動部の部員	川口市立中学校に在籍する生徒及び教員
主な活動	各学校の運動部活動における、生徒への技術指導への協力と援助を行う。	配置校の教員と連携して、顧問として部活動の指導、大会・練習試合・コンクール等に係る生徒の引率、監督、安全指導および生活指導等の活動を行う。
実施場所	派遣先学校の運動部活動練習会場	配置先の各中学校
活動状況	<派遣状況> ・原則各校1部活1名 <活動時間・日数> ・1回につき2時間以内 ・年間35回を上限として、各学校が定めた日	<派遣状況> 1校に派遣する人数の上限なし <活動時間・日数> ・月20日以上かつ月30時間以内 ・1日につき、平日2時間30分以内、生徒が休みの日（週休日、休業日、休日）3時間30分以内
実施校数	令和元年度実績 ・川口市立中学校…23名（18校） ・川口市立高校…3名 計19校26名 令和2年度予定 ・川口市立中学校…15名（13校） ・川口市立高校…3名 計14校18名	令和元年度…12名（11校） 令和2年度…13名（9校）※予定
事業費	約210万円 …報償金最大70,000円 （1回2,000円×35回）×指導者数 …保険料1,850円×29人	令和元年度 約592万円 …月報酬最大48,000円（時給1,600円×30時間）×11ヶ月 ×指導員数
事業財源	・一般財源（市単費）	・一般財源（市単費） ・国及び県からの補助金（国1/3 県1/3 市1/3）
地域社会とのつながり	地域住民から指導者を活用することにより、運動部活動が学校と地域をつなぐ役割を果たし、地域との協働による学校運営の活性化を図ることができる。	地域の優れた人材を、部活動指導に導入することにより、部活動の充実・活性化、学校の教育力・組織力の向上、教員の負担軽減が図られている。
選任方法（推薦、公募等）	学校長が選任し、外部指導者派遣申請書を教育委員会に提出する。	各学校長からの申請に基づき、川口市教育委員会が採用している。
その他	文科省は教員の働き方改革や生徒数の減少から複数校での合同部活動など持続可能な部活動運営を目指し、地域と学校との連携をさらに推進している。 また、県は「運動部活動指導者派遣事業」に対する補助金制度「スポーツエキスパート活用事業」を令和2年度から廃止し、外部指導者に関する補助金は全て「部活動指導員配置事業」に対する「部活動指導員活用事業」へ拡充している。	国では、教員の働き方改革を推進しており、働き方改革を推進するための事業の一つとして部活動指導員の拡充を図っている。
他事業と統合して実施する場合の課題	・「部活動指導員」は非常勤公務員であり会計年度任用職員となるため、指導者の職業によっては兼業ができないなどの制限があり、本事業の対象者のうち指導を継続できない指導者が出てくる。 ・勤務日数が増えるため、本事業で指導を行っている指導者が継続しない可能性がある。 ・市立高等学校へ配置する事業がなくなってしまう。 ・同一校への勤務年数に上限があるため、必ずしも地域人材を活用できるとは限らない。 ・指導にあたる人材が増えることで、各学校の運動部活動の充実が図れる。 ・より専門的に部活動に関わりたい指導者にとってメリットがある。	・部活動指導員は、顧問となることが可能であり、単独での指導、生徒の生活指導、単独での引率を行うことができるため、教職員の負担軽減の一端を担うことができる。 ・その一方、顧問としての責任が伴うため、 ①適切な人材を確保するための人材発掘・人材育成 ②学校や指導員となりえる人のニーズ（どのような形で部活動に関わりたいのか等）を把握した上での実施が今後の課題となる。

(2) 派遣・配置事業

◎：男女 ●：男子 ○：女子

部活動名	中学校名	東	西	南	北	青木	芝	元郷	上青木	幸並	十二月田	仲町	安行	芝東	芝西	岸川	榛松	小谷場	神根	領家	戸塚	在家	安行東	戸塚西	鳩ヶ谷	八幡木	里	26校合計	26校実績合計	中高運動指導員派遣	部活動指導員配置	2事業併用
		1	1	1	2	0	3	1	0	0	2	1	0	2	3	0	0	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	3				
中高運動指導員派遣		1			1		3	1				1		2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	21					
部活動指導員配置				1	1						1				1				1	1	1	1			1	1	10					
2事業併用			1								1																2					
派遣・配置実績合計		1	1	1	2	0	3	1	0	0	2	1	0	2	3	0	0	2	1	2	2	2	1	1	1	1	3	33				
部活動合計		15	13	15	16	16	14	11	15	14	18	11	15	15	12	11	9	13	11	18	13	15	18	12	12	11	358					
陸上		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	23	1		1		
水泳		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎				16	1	1			
軟式野球		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	25	2	2			
柔道			◎						◎		◎		◎	◎	◎					◎		◎					8	2	2			
剣道		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	21	7	3	3	1	
サッカー		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	26	1	1			
女子サッカー																	○									1	0					
バレーボール		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	24	1		1		
バスケットボール		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	26	3	3			
ハンドボール		◎								◎						◎		◎			◎		◎				6	1	1			
ソフトボール		○		○	○	○				○		○								○	○			○	○	○	11	1		1		
卓球		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	26	5	5			
バドミントン				◎		◎							◎		◎					◎	◎		◎				8	1	1			
ソフトテニス		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	23	2	1	1		
硬式テニス					◎												◎										2	1	1			
ダンス																	◎										1	1		1		
社交ダンス			◎																								1	1			1	
体操															◎								◎				2	1		1		
吹奏楽		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	23	1		1		
コーラス・合唱			◎			◎						◎															3	0				
演劇											◎		◎											◎			3	0				
英語											◎																1	0				
家庭科				◎	◎	◎			◎	◎						◎			◎	◎	◎		◎				10	0				
囲碁・将棋				◎																			◎				2	0				
将棋					◎									◎										◎			3	0				
文芸					◎							◎									◎		◎				4	0				
科学						◎		◎	◎	◎	◎		◎										◎		◎		8	0				
科学技術			◎															◎			◎						3	0				
環境科学																	◎										1	0				
総合科学		◎																									1	0				
生活科学																										◎	1	0				
美術		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	23	0				
書道				◎					◎	◎	◎																4	0				
華道・茶道																							◎				1	0				
華道																								◎			1	0				
総合芸術			◎																				◎				2	0				
コンピュータ						◎	◎			◎	◎																4	0				
生活技術														◎									◎				2	0				
ライフワーク																				◎							1	0				
総合文化		◎			◎	◎									◎	◎	◎				◎						7	0				

※ 部活動一覧は学務課ホームページ (https://www.city.kawaguchi.lg.jp/kosodate_gakkou/sho_chugakko/ichiran/11273.html) の「平成31年度部活動一覧」PDFファイルより抜粋

※ 2事業の派遣・配置状況は平成31年度実績から作成

※ 2事業比較のため、中学校・高等学校運動指導員派遣事業の市立高等学校への派遣実績は除いている

2 中学校・高等学校運動指導者派遣事業 (1) 実施計画事業評価調書

実施計画事業評価調書

評価対象年度	元年度
--------	-----

事業コード	23200501	事業名称	中学校・高等学校運動指導者派遣事業	事業区分	通常事業
担当	生涯学習部	スポーツ課	問い合わせ先	258-1110(18221)	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成 13 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	II 子どもから大人まで“個々が輝くまち” - 3 市民が自己実現をめざせる環境づくり - ② スポーツ・レクリエーション活動の支援
根拠法令等	川口市立中学校・高等学校運動部活動指導者派遣事業実施要綱

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	直営
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)	
	中学校・高等学校の運動部	中学校・高等学校の運動部員	
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をやるのか)	
	川口市立中学校・高等学校運動部活動の充実を図るために、教育に対する理解と専門的な技術指導力を備えた指導者を、地域住民の中から協力者として支援できるようにする。	指導者は、各学校の運動部活動における技術指導への協力と援助を行う。	
元年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績	
	指導者は、各学校の運動部活動における技術指導への協力を行った。	項目	実績
			単位
事業の成果 【定性的評価】	市内中学校・高等学校の運動部活動の充実・活性化が図られた。また、地域の指導者を活用することにより、運動部活動と地域社会との連携を促進し、指導者の資質向上を図ることができた。		

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	指導者派遣数			指標・目標値の説明(算定式)	中学校・高等学校に派遣した指導者数 中学校26人、高等学校3人、計29人				
	単位	人	指標の種別	結果						
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	実績値・達成状況	29	29	29	29	29				
		27 未達成	27 未達成	26 未達成						
指標②	名称				指標・目標値の説明(算定式)					
	単位		指標の種別							
	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	実績値・達成状況									

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	10款	08項	01目	002細目	02細々目	中学校・高等学校運動指導者派遣事業			
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
予算額(A)	1,979	1,979	2,095	2,095	2,095					
決算額(B)=(C)+(D)	1,720	1,787	1,500							
財源※	特定財源(C)	447	447	178	0					
	一般財源(D)	1,273	1,340	1,322	2,095					
概算人件費(E)	1,170	1,185	632	632	632					
従事職員人数(人)	常勤	再任用	0.15	0.00	0.15	0.00	0.08	0.00	0.08	0.00
総事業費{(A)又は(B)}+(E)	2,890	2,972	2,132	2,727	2,727					

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どりの成果	期待以上	15 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	7 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	行わなかった			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行わなかった			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性
50 /60	運動部活動指導員との住み分けや人材の確保に課題があり、事業周知の際に活用方法などの具体例を示していく必要がある。 技術指導に対して専門知識を持たない教員にとっては負担軽減の一助となるため、今後活用要望が高まる可能性があり、人材の確保が必要。	2年度 現状維持で実施 3年度 現状維持で実施 4年度 現状維持で実施

(2) 各校への派遣実績

ア 平成31年度

No	校数	学校	指導種目	実施回数(上限35回、2時間以内)				合計 A	時間数 B A×2時間	各種大会への出場状況		
				1学期	2学期	3学期				県大会	関東大会	全国大会
				(4~7月)	(8~12月)	(1月)	(2~3月)					
1	1	東 中学校	卓球	10	7	0	0	17	34	○		
2	2	西 中学校	ダンス	12	16	7	0	35	70	○	○	
3	3	北 中学校	バスケットボール	7	11	4	0	22	44			
4	4	芝 中学校	野球	8	12	8	0	28	56			
5	4	芝 中学校	バドミントン	9	0	0	0	9	18			
6	4	芝 中学校	サッカー	10	12	12	0	34	68			
7	5	元郷 中学校	水泳	14	14	7	0	35	70	○	○	
8	6	十二月田 中学校	剣道	14	14	7	0	35	70	○		
9	7	仲町 中学校	野球	14	14	7	0	35	70			
10	8	芝東 中学校	ソフトテニス	14	14	7	0	35	70	○	○	○
11	8	芝東 中学校	柔道	14	14	7	0	35	70	○	○	
12	9	芝西 中学校	柔道	14	14	7	0	35	70	○	○	
13	9	芝西 中学校	卓球	25	10	0	0	35	70			
14	10	小谷場 中学校	テニス	14	9	0	0	23	46	○	○	○
15	11	神根 中学校	バスケットボール	14	14	7	0	35	70	○	○	
16	12	領家 中学校	剣道	14	14	7	0	35	70			
17	13	戸塚 中学校	ハンドボール	14	0	0	0	14	28	○	○	
18	14	在家 中学校	卓球	0	0	16	0	16	32			
19	15	安行東 中学校	剣道	11	14	7	0	32	64			
20	16	戸塚西 中学校	剣道	14	14	7	0	35	70	○		
21	17	鳩ヶ谷 中学校	卓球	6	7	3	0	16	32			
22	18	里 中学校	バスケットボール	14	14	7	0	35	70	○		
23	18	里 中学校	卓球	14	14	7	0	35	70	○		
中学校 小計	18校	18校	12種目	280	252	134	0	666	1,332	13	8	2
25	19	川口市立 高校	バスケットボール	10	14	11	0	35	70			
26	19	川口市立 高校	新体操	4	0	0	0	4	8			
27	19	川口市立 高校	新体操	7	14	3	0	24	48			
高等学校小 計	1校	1校	2種目	21	28	14	0	63	126			
合計	19校	19校	13種目	301	280	148	0	729	1,458			

イ 平成30年度

No	校数	学校	指導種目	実施回数（上限35回、2時間以内）				合計 A	時間数 B A×2時間	各種大会への出場状況		
				1学期	2学期	3学期				県大会	関東大会	全国大会
				(4~7月)	(8~12月)	(1月)	(2~3月)					
1	1	東 中学校	卓球	8	12	5	0	25	50			
2	2	西 中学校	ダンス	11	16	5	3	35	70	○	○	
3	2	西 中学校	ダンス	13	22	0	0	35	70	○	○	
4	3	北 中学校	バスケットボール	14	14	7	0	35	70	○		
5	4	青木 中学校	柔道	4	3	0	0	7	14			
6	5	芝 中学校	バドミントン	8	11	2	1	22	44	○		
7	5	芝 中学校	サッカー	12	17	6	0	35	70			
8	6	元郷 中学校	水泳	14	14	7	0	35	70	○	○	
9	7	十二月田 中学校	剣道	13	14	7	1	35	70	○		
10	8	仲町 中学校	野球	14	14	7	0	35	70			
11	9	芝東 中学校	柔道	14	14	6	1	35	70	○		
12	9	芝東 中学校	ソフトテニス	12	12	11	0	35	70	○	○	○
13	10	芝西 中学校	柔道	14	14	7	0	35	70	○		
14	11	小谷場 中学校	テニス	11	17	5	2	35	70	○	○	○
15	12	神根 中学校	バスケットボール	14	17	4	0	35	70	○		
16	13	領家 中学校	剣道	11	14	7	3	35	70			
17	14	戸塚 中学校	剣道	17	14	4	0	35	70			
18	14	戸塚 中学校	ハンドボール	14	14	7	0	35	70	○	○	
19	15	安行東 中学校	剣道	0	26	9	0	35	70			
20	16	戸塚西 中学校	剣道	14	14	7	0	35	70	○		
21	17	鳩ヶ谷 中学校	卓球	10	10	5	0	25	50			
22	17	鳩ヶ谷 中学校	ソフトボール	14	14	7	0	35	70	○		
23	18	里 中学校	バスケットボール	0	35	0	0	35	70	○		
24	18	里 中学校	卓球	0	14	13	8	35	70			
中学校小計	18校	13種目	256	366	138	19	779	1,558	15	6	2	
25	19	川口市立 高校	バスケットボール	9	14	12		35	70			
26	19	川口市立 高校	新体操	14	6	1	1	22	44			
27	19	川口市立 高校	新体操	14	14	7		35	70			
高等学校小計	1校	2種目	37	34	20	1	92	184				
合計	19校	15種目	293	400	158	20	871	1,742				

ウ 平成29年度

No	校数	学校	指導種目	実施回数（上限35回、2時間以内）				合計 A	時間数 B A×2時間	各種大会への出場状況		
				1学期	2学期	3学期				県大会	関東大会	全国大会
				(4~7月)	(8~12月)	(1月)	(2~3月)					
1	1	東 中学校	卓球	0	14	14	4	32	64			
2	2	西 中学校	ダンス	11	13	4	6	34	68	○	○	
3	2	西 中学校	ダンス	15	20	0	0	35	70	○	○	
4	2	西 中学校	バレーボール	0	14	14	7	35	70			
5	3	南 中学校	ソフトボール	35	0	0	0	35	70			
6	3	南 中学校	剣道	0	35	0	0	35	70			
7	4	北 中学校	バスケットボール	14	14	7	0	35	70	○		
8	5	青木 中学校	柔道	20	11	3	1	35	70			
9	6	芝 中学校	バドミントン	13	14	4	4	35	70	○		
10	6	芝 中学校	サッカー	12	16	3	4	35	70			
11	7	元郷 中学校	水泳	14	14	2	5	35	70	○		
12	8	仲町 中学校	野球	35	0	0	0	35	70			
13	9	芝東 中学校	柔道	14	14	3	4	35	70	○		
14	9	芝東 中学校	ソフトテニス	12	14	3	6	35	70	○	○	○
15	10	芝西 中学校	柔道	14	14	7	0	35	70	○	○	○
16	11	小谷場 中学校	テニス	2	0	0	0	2	4	○	○	○
17	12	神根 中学校	バスケットボール	19	16	0	0	35	70			
18	13	領家 中学校	剣道	12	11	0	11	34	68			
19	14	戸塚 中学校	剣道	14	14	7	0	35	70	○		
20	14	戸塚 中学校	ハンドボール	14	0	0	21	35	70			
21	15	戸塚西 中学校	卓球	14	14	0	0	28	56	○		
22	16	鳩ヶ谷 中学校	卓球	11	15	2	6	34	68	○		
23	16	鳩ヶ谷 中学校	ソフトボール	0	14	0	3	17	34			
中学校 小計	16校	16校	14種目	295	291	73	82	741	1,482	12	5	3
24	17	川口総合 高校	バスケットボール	12	13	3	6	34	68			
25	18	川口 高校	陸上	0	0	0	0	0	0			
26	18	川口 高校	水泳	14	0	0	14	28	56			
27	19	県陽 高校	新体操	14	14	7	0	35	70			
高等学校 合計	3校	3校	4種目	40	27	10	20	97	194			
合計	19校	19校	16種目	335	318	83	102	838	1,676			

(3) 他市の実施状況

市町村名	県補助事業の活用	事業概要	今後の動向
さいたま市	無	年30回、1回につき3,000円	部活動指導員と統合する考えはあるが、指導者のニーズが伴わない。今後も併用し継続する予定。
蕨市	無	地域ボランティアを活用し、謝礼などの支払いはしていない。 市内3校、各校1名以上	部活動指導員は設置していない。 これまでも県の補助事業に該当する、外部指導者事業は実施していない。
草加市	有	年30回、1回につき3,000円 市内11校、各校5名まで派遣	部活動指導員を希望する指導者が少なく、こちらの事業の方を希望する指導者が多い。 県の補助事業は終了しているが、今後も併用し継続していく方向で検討している。
戸田市	無	1 部活動指導へのボランティアとして活用（週1、2回）。年2万円の図書カードを指導者に提供。 指導者の派遣の上限はない。 （市内6校25人） 2 民間のスポーテッククラブに委託 市内で各校1部派遣 現在は2部で活用	これまでも県の事業に基づいた事業は実施していない。 部活動指導員については、戸田市の部活動方針が県の方針の条件を満たしていないことを理由に配置希望が通らない。 今後もこの状況を継続していく予定。
越谷市	有	年100回、1回2,000円 市の上限は50名で各学校へ派遣する指導者の上限はない。 （47名）	部活動指導員は人材確保が難しいため、活用が進んでいないのが現状。 県の補助事業は終了しているが、今後も市の単独事業として実施していく予定。現状こちらの事業が主となっている。

3 部活動指導員配置事業

(1) 実施計画事業評価調書

実施計画事業評価調書

評価対象年度	元年度
--------	-----

事業コード	22100851	事業名称	部活動指導員配置事業	事業区分	通常事業
担当	学校教育部	指導課	問い合わせ先	258-1110(18810)	新規・継続
					継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成 28 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	II 子どもから大人まで“個々が輝くまち” - 2 子どもの成長をサポートする基盤づくり - ① 学校の教育力向上
根拠法令等	学校教育法施行規則、川口市部活動指導員設置要綱、川口市部活動指導員実施要領

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	直営
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの) 市立中学校に在籍する生徒及び教員	受益者(最終的に受益を受ける人) 同左	
事業の概要	事業の目的(何のために) 教育に対する理解及び地域の専門的技術力を備えた指導者を顧問として配置することにより、部活動の充実・活性化を図り、また、学校の教育力・組織力を効果的に高めるとともに、教員の負担軽減を図る。	事業の内容(事業期間を通して何をするのか) 配置校の教員と連携して、顧問として部活動の指導、大会・練習試合に係る生徒の引率及び監督や安全指導及び生活指導等の活動を行う。	
元年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか) 4月初旬から2月末までの約11ヵ月間、市立中学校(西・南・北・芝西・小谷場・領家・戸塚・在家・八幡木・里に1人ずつ、十二月田に2人)計11校12人、運動部に11人、文化部に1人を配置した。	主な実績 項目 実績 単位	
事業の成果 【定性的評価】	専門の指導員の配置により、生徒の競技力・意欲の向上や安全面への配慮など、部活動指導の充実を図ることができるとともに、教員の負担軽減の実現により、教員の資質の向上を図ることができた。		

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	部活動指導員配置人数			指標・目標値の説明(算定式)	市立中学校に配置を計画する部活動指導員の人数				
	単位	人	指標の種別	活動						
	目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度
	実績値・達成状況	7 達成		7 達成		12 未達成				
指標②	名称				指標・目標値の説明(算定式)					
	単位									
	目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度
	実績値・達成状況									

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	10款	01項	03目	003細目	15細々目	部活動指導員配置事業			
年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
予算額(A)	3,658	3,696		7,920		12,386		12,386		
決算額(B)=(C)+(D)	3,658	3,648		5,930						
財源※	特定財源(C)	2,438		2,082		3,950		6,688		
	一般財源(D)	1,220		1,566		1,980		5,698		
概算人件費(E)	780		790		790		1,580		1,580	
従事職員人数(人)	常勤	再任用	0.10	0.00	0.10	0.00	0.10	0.00	0.20	0.00
総事業費{(A)又は(B)}+(E)	4,438		4,438		6,720		13,966		13,966	

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	15 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	行った・既に行った			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性		
56 /60	部活動指導の充実及び教員の負担軽減のため、配置数の増員や県の補助終了後の継続について調査研究を進めていく必要があるが、配置校からの評価が非常に高い事業であることから、今後も継続、更には拡充を目指すにあたり、優れた指導者を招聘するとともに、県に対する補助金の増額の働きかけや予算確保に努める。	2年度	拡充して実施	
		3年度	現状維持で実施	
		4年度	現状維持で実施	

(2) 各校への配置実績

ア 平成31年度

No.	派遣学校名	部活動名	期 間	A	B	C
例	〇〇中	バレーボール	〇〇.4.1~〇〇.2.29	11 月	平 99 休 44 日(回) 日(回)	198 132 時間
1	西	ダンス	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 111 休 67 日(回) 日(回)	158 170 時間
2	南	バレーボール	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 33 休 42 日(回) 日(回)	117 213 時間
3	北	ソフトテニス	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 104 休 39 日(回) 日(回)	197 133 時間
4	十二月田	剣道	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 51 休 34 日(回) 日(回)	143 173 時間
5	十二月田	吹奏楽	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 26 休 37 日(回) 日(回)	83 151 時間
6	芝西	新体操	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 126 休 38 日(回) 日(回)	211 118 時間
7	小谷場	ダンス	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 123 休 32 日(回) 日(回)	232 97 時間
8	領家	陸上	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 36 休 50 日(回) 日(回)	113 173 時間
9	戸塚	剣道	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 135 休 36 日(回) 日(回)	183 86 時間
10	在家	剣道	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 94 休 33 日(回) 日(回)	182 145 時間
11	八幡木	剣道	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 47 休 35 日(回) 日(回)	151 156 時間
12	里	ソフトボール	31.4.14 ~ 2.2.29	11 月	平 98 休 40 日(回) 日(回)	185 136 時間

イ 平成30年度

No.	派遣学校名	部活動名	期 間	A	B	C
例	〇〇中	バレーボール	〇〇.4.1~〇〇.2.28	11 月	平 99 日(回) 休 44 日(回)	198 132 時間
1	南	バレーボール	H30.4.1 ~ H31.2.28	11 月	平 35 日(回) 休 50 日(回)	107 時間 183 時間
2	十二月田	剣道部	H30.4.1 ~ H31.2.28	11 月	平 75 日(回) 休 38 日(回)	150 時間 140 時間
3	小谷場	ダンス部	H30.4.1 ~ H31.2.28	11 月	平 115 日(回) 休 24 日(回)	205 時間 76 時間
4	領家	陸上部	H30.4.1 ~ H31.2.28	11 月	平 24 日(回) 休 65 日(回)	80 時間 202 時間
5	在家	剣道部	H30.4.1 ~ H31.2.28	11 月	平 102 日(回) 休 27 日(回)	204 時間 77.5 時間
6	安行東	柔道部	H30.4.1 ~ H31.2.28	11 月	平 44 日(回) 休 17 日(回)	150 時間 89 時間
7	八幡木	剣道部	H30.4.1 ~ H31.2.28	11 月	平 46 日(回) 休 34 日(回)	162.5 時間 127 時間

ウ 平成29年度

No.	派遣学校名	部活動名	期 間	A	B
例	東 中	バレーボール	〇〇.10.1~〇〇.2.15	4 月	6 時間
1	南	バレーボール	29.4.15 ~ 30.2.28	11 月	0 時間
2	十二月田	剣道	29.4.15 ~ 30.2.28	11 月	0 時間
3	小谷場	ダンス	29.4.15 ~ 30.2.28	10 月	6 時間
4	領家	陸上	29.4.15 ~ 30.2.28	11 月	0 時間
5	在家	剣道	29.4.15 ~ 30.2.28	11 月	0 時間
6	安行東	柔道	29.4.15 ~ 30.2.28	11 月	0 時間
7	八幡木	剣道	29.4.15 ~ 30.2.28	10 月	18 時間

(3) 配置校からの意見等

1 学校長（11名）

(1) 部活動指導員を配置して、顧問教員の負担は軽減されていると思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
9	2	0	0

(2) 部活動指導員の配置は、学校全体の働き方改革に資する取組だと思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
8	3	0	0

(3) 地域の方や指導経験を有する人材が部活動指導員として学校の職員となることが良い取組だと思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
7	3	1	0

(4) 主な意見

- ・その学校の地域性や生徒のことを理解していただける方をお願いしたい。
- ・本事業にかかる予算を増やし、複数配置を希望する。
- ・生徒の「もっとうまくなりたい」などのニーズに応えることができる。
- ・「年間〇時間の契約」の方が、学校としては活用しやすい。
- ・働き方改革の一環として、部活動ができる限り地域や保護者をお願いしたい。

2 顧問（15名）

(1) 部活動指導員の指導により、顧問教員の在校時間は減ったか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
4	2	3	6

(2) 部活動指導員の活用により、部員が成長したと思う点は何か（複数回答可）。

技術面	体力面	精神面	生活面	種目の楽しさ	大会等の成績	ルール等の知識	その他
16	5	8	5	5	6	5	0

(3) 地域の方や指導経験を有する人材が部活動指導員として学校の職員となることが良い取組だと思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
9	4	2	0

(4) 主な意見

- ・部活動指導員は技術指導だけでなく、生活指導等も担うので、優れた人材なら非常に有効である。
- ・自分の専門種目以外の部活動顧問となる場合もあるので、その場合、部活動指導員はありがたい。
- ・指導者の主体を顧問教諭とするべきか、部活動指導員とするべきか、指導員の指導力が大きく関わってくる。

3 生徒（186名）

(1) 部活動指導員に専門的な知識や技術の指導を受けることができたと思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
154	28	3	1

(2) 部活動指導員の指導により、自分が成長したと思う点は何か（複数回答可）。

技術面	体力面	精神面	生活面	種目の 楽しさ	大会等 の成績	ルール等 の知識	その他
152	83	83	44	15	46	66	0

(3) 部活指導員とコミュニケーションは、十分に図られたか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
130	49	6	1

(4) 地域の方や指導経験を有する人材が部活動指導員として学校の職員となることは良い取組だと思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
135	42	8	1

(5) 主な意見

- ・技術が向上した。活動の幅と経験が広がった
- ・生活面（人としてあるべきこと）も指導していただいた。
- ・顧問教諭と意見の相違があり迷う場面があった。

4 保護者（141名）

(1) お子様は、部活指導員に専門的な知識や技術の指導を受けることができたと思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
112	22	6	1

(2) 部活動指導員の指導により、お子様が成長したと思う点は何か（複数回答可）。

技術面	体力面	精神面	生活面	種目の 楽しさ	大会等 の成績	ルール等 の知識	その他
117	62	57	23	36	36	38	3

(3) お子様と部活動指導員はコミュニケーションが図れたか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
85	36	16	4

(4) 地域の方や指導経験を有する人材が部活動指導員として学校の職員となることはよい取組だと思うか。

そう思う	やや思う	やや思わない	そう思わない
108	27	5	1

(5) 主な意見

- ・その種目の専門の方が指導してくれてありがたい。
- ・教員だけでなく、社会体育の方に御指導いただくことで人としての視野も広がった。
- ・必ずしも適切な人材とは限らないので、心配な面もある。

(4) 他市の実施状況

	熊谷市	鶴ヶ島市	所沢市	さいたま市	草加市
採用人数	2名	5名	4名	48名	6名
任用形態	会計年度任用職員	会計年度任用職員	会計年度任用職員	会計年度任用職員	会計年度任用職員
勤務方法	時給1,640円	時給1,600円	時給1,600円	時給1,600円	時給1,600円
外部指導者との兼ね合い	部活動指導員と外部指導者を併用	部活動指導員と外部指導者を併用	部活動指導員と外部指導者を併用	部活動指導員と外部指導者を併用	部活動指導員と外部指導者を併用
その他				公募しており、人材バンクには100名ほどが登録	公募して、校長との面談の上、校長が推薦

(5) 参考資料

部活動指導員活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、部活動の振興・充実を図るため、地域の指導者を活用した部活動と地域社会との連携の促進や、教員の負担軽減、指導者の資質の向上を目的として、部活動への部活動指導員活用事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において部活動指導員活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、市町村（さいたま市を除く）が行う中学校部活動の指導に部活動指導員（以下「指導員」という。）を活用する事業とする。

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、当該事業に要する経費のうち、実施細目で定める経費とする。

(交付申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

(交付決定及び支払)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、本事業に係る補助金の支払を精算払とする。ただし、特別の事情がある場合には、概算払とすることができる。

(状況報告)

第6条 市町村は、知事の要求があったときは補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 市町村がやむを得ない事情により、事業の内容を変更する場合又は事業を中止し若しくは継続できない場合は、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。この場合は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項に掲げる軽微な変更については別に定めるものとする。

3 変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業計画・内容の変更又は中止を説明する書類を添付するものとする。

4 変更交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告等)

第8条 市町村は、事業が完了したときは規則第13条により実績報告書を提出しなければならない。

2 実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に要した経費の決算に関する事項

(2) 補助事業の成果をまとめた報告書

4 実績報告書の提出期限は、事業完了後15日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定通知)

第9条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(事業成果の普及・啓発及び指導・助言等)

第10条 市町村は、事業成果の普及・啓発について、県に協力するものとする。

2 県は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市町村の取組内容に対し、指導・助言等を行うことができる。

(書類の整備等)

第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 前条までに定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

2 運動部活動指導員活用事業補助金交付要綱（平成30年4月1日適用）は、廃止する。

3 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

部活動指導員活用事業補助金交付要綱実施細目

(総則)

第1条 この細目は、部活動指導員活用事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、部活動指導員活用事業の実施について定める。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次の条件を満たした場合に、部活動指導員（以下「指導員」という。）に対する報酬、期末手当、交通費のうち、事業の実施に直接必要と認められたものとする。ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、3年以内のものに限る。

- (1) 指導員とは、部活動の指導者として、市町村が任用した者とする。
- (2) 1回の指導時間は、原則として、平日2時間程度、休業日3時間程度とする。ただし、公式試合、練習試合、大会・コンクール等の引率についてはこの限りではない。
- (3) スポーツ庁が定める「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が定める「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守することを補助要件とする。
- (4) 令和元年度に補助の対象となっている実施主体において、令和2年度も引き続き補助対象となる場合には、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるための計画（工程表：2019年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けて設置した検討組織により引き続き検討し、同計画を策定することを補助要件とする。
- (5) 令和2年度から新たに補助の対象となる実施主体においては、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための計画（工程表：2020年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けた検討組織を設置し、その後同計画を策定することを補助要件とする。

(補助額の算定方法)

第3条 補助額は、実績における補助対象経費の3分の2以内で知事が定める額とする。

2 前項で算出した補助額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請書に添付する書類)

第4条 交付要綱第4条に定める交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 部活動指導員活用事業計画書 (様式第1号)
- (2) 部活動指導員活用事業指導員一覧 (様式第2号)

(3) 部活動指導員活用事業派遣部活動名等一覧（様式第3号）

(4) 市町村が定める指導員を活用する事業の実施要綱等

（変更交付申請書に添付する書類）

第5条 交付要綱第7条第3項に規定する変更交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 部活動指導員活用事業変更（中止）計画書（様式第4号）

(2) 部活動指導員活用事業変更（中止）指導員一覧（様式第5号）

(3) 部活動指導員活用事業変更（中止）派遣部活動名等一覧（様式第6号）

（実績報告書に添付する書類）

第6条 交付要綱第8条第3項に定める実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 部活動指導員活用事業実績報告書（様式第7号）

(2) 部活動指導員活用事業実績報告指導員一覧（様式第8号）

(3) 部活動指導員活用事業実績報告派遣部活動名等一覧（様式第9号）

(4) 指導員に補助対象経費を支払った実態を証明する書類等

（その他）

第7条 この細目に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1 この細目は、平成31年4月1日から適用する。

2 運動部活動指導員活用事業補助金交付要綱実施細目（平成30年4月1日適用）は、廃止する。

3 この細目は、平成31年4月12日から適用する。

4 この細目は、令和2年4月1日から適用する。

**「部活動指導員活用事業補助金交付要綱実施細目」
の留意事項について**

1 部活動指導員（以下「指導員」という。）の任用について

- (1) 指導員の任用に当たっては、相応の実技指導力を有し、かつ部活動の指導者としてふさわしい者を任用すること。
- (2) 指導員の任用に当たっては、指導員が部活動の意義や目的を理解し、学校教育や生徒の心身の発育・発達などに応じた部活動の指導を行うことができるよう、研修会等を実施すること。

2 指導員を活用するに当たって

- (1) 指導員を活用する学校にあっては、指導員が学校教育や生徒の心身の発育・発達などに応じた部活動の指導を行うことができるよう、学校として校内の組織を整え指導員との十分な情報交換に留意すること。
- (2) 指導員を活用する部活動にあっては、顧問と指導員が適切に連携・協力して部活動が展開されるようにすること。

3 補助対象経費について

- (1) 報酬・期末手当・交通費は、本事業を実施する指導員の労働の提供に対して支払う経費をいう。
- (2) 報酬の1時間当たりの単価は1,600円（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）を補助上限とする。なお、時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であること。
- (3) 期末手当について、期末手当基礎額算出の際の1時間当たりの単価は、1,600円を補助上限に算出するものとする。なお、時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であること。補助対象は、週あたり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限る。
- (4) 交通費は、人材バンクを立ち上げている又は立ち上げ計画を作成している設置者で、交通手段が車（他の交通手段がなく、真に車での通勤がやむを得ないもの）の場合に限る。なお、引率等に係る出張旅費等は対象外とする。

4 補助対象外経費について

地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は、補助対象外経費とする。

5 年度内に市町村合併が行われた場合の措置

合併日前日までの実績に基づいて1度精算する。新市町村において継続して指導員を活用し、補助金交付を申請する場合、交付要綱等に基づき、新市町村において改めて申請する。

6 指導員を変更する場合について

交付申請時に提出した名簿の指導員を原則として補助対象者とするものとし、変更等のある場合には、その都度、別紙様式及び実施細目における様式第4号、様式第5号、様式第6号により報告すること。

7 交付要綱第7条第2項の規定による軽微な変更について

変更交付申請書の提出を要さない軽微な変更とは、下記のいずれかに該当するものとする。

- (1) 活用時間の減少により、当該科目ごとの補助対象経費額を20%以内で減額する場合
- (2) 指導員を変更等する場合において、上記(1)に該当する場合

8 その他留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、配置する学校の設置者が設置する全ての学校において客観的な在校等時間の把握を行うことを前提とする。
- (2) 別途、勤務時間等の報告を求めることがある。